



MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

2023/3/31

—国際熱帯木材機関（ITTO）事業報告会—
中国・ベトナムにおける持続可能な木材貿易のための
合法性確認システム等の分析

ベトナム報告：

ベトナムから輸出される木材製品に含まれるリスク樹種の傾向
と国産植林木サプライチェーン管理に関する事業者の取組事例

公益財団法人 地球環境戦略研究機関
生物多様性と森林領域
藤崎 泰治



内容

1. ベトナム概要
2. 本調査の目的と問い
3. ベトナムの木材製品に含まれるリスク樹種の傾向
4. 国産植林木サプライチェーン管理に関する事業者の取組
(グッドプラクティス)
5. ベトナムからの木材輸入に関するデュー・デリジェンスに
有用だと思われる点

1. 概要

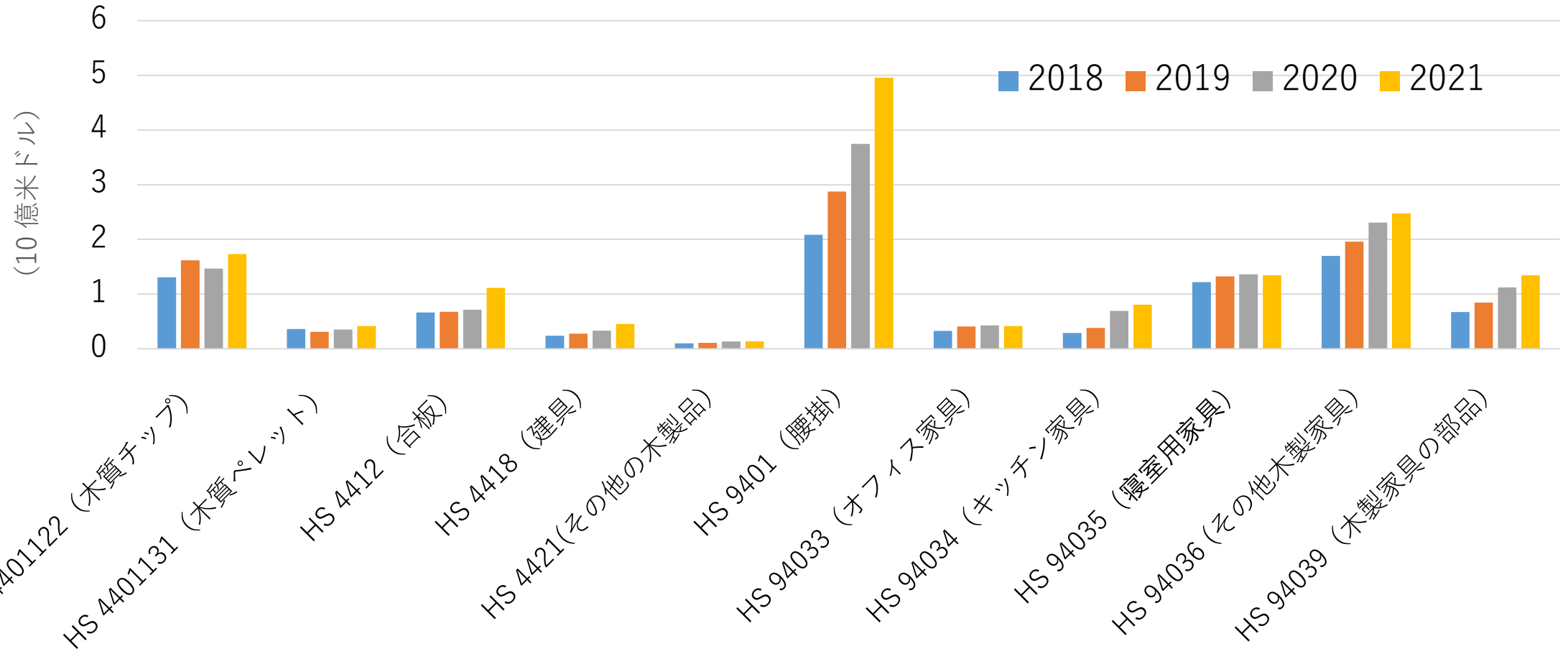
- 主要な木材加工貿易国（アジア2位、世界5位）
- 輸出国であるとともに輸入国
- 森林面積（特に植林地）は増加傾向
- 天然林の伐採は禁止され、植林地（6～7割）と輸入材（3～4割）が木材供給源
 - 年間で500万～600万m³の丸太と製材を輸入、うち30～40%が熱帯樹種、残りの60～70%は温帯樹種
- 小規模農家が植林木の主要な生産者：約120万世帯
- 5000以上の木材加工工場があり、そのほとんどが中小企業
- 輸入業者、小規模木材生産者、中間業者、中小加工場を含む複雑な木材サプライチェーン

2020年の製品グループごとの企業数

製品グループ	企業数
家具	4,674
木質パネル	349
木製パレット	55
木質ペレット	25
木質チップ	188
その他（例：ロジスティクス企業も含む）	549
合計	5,840

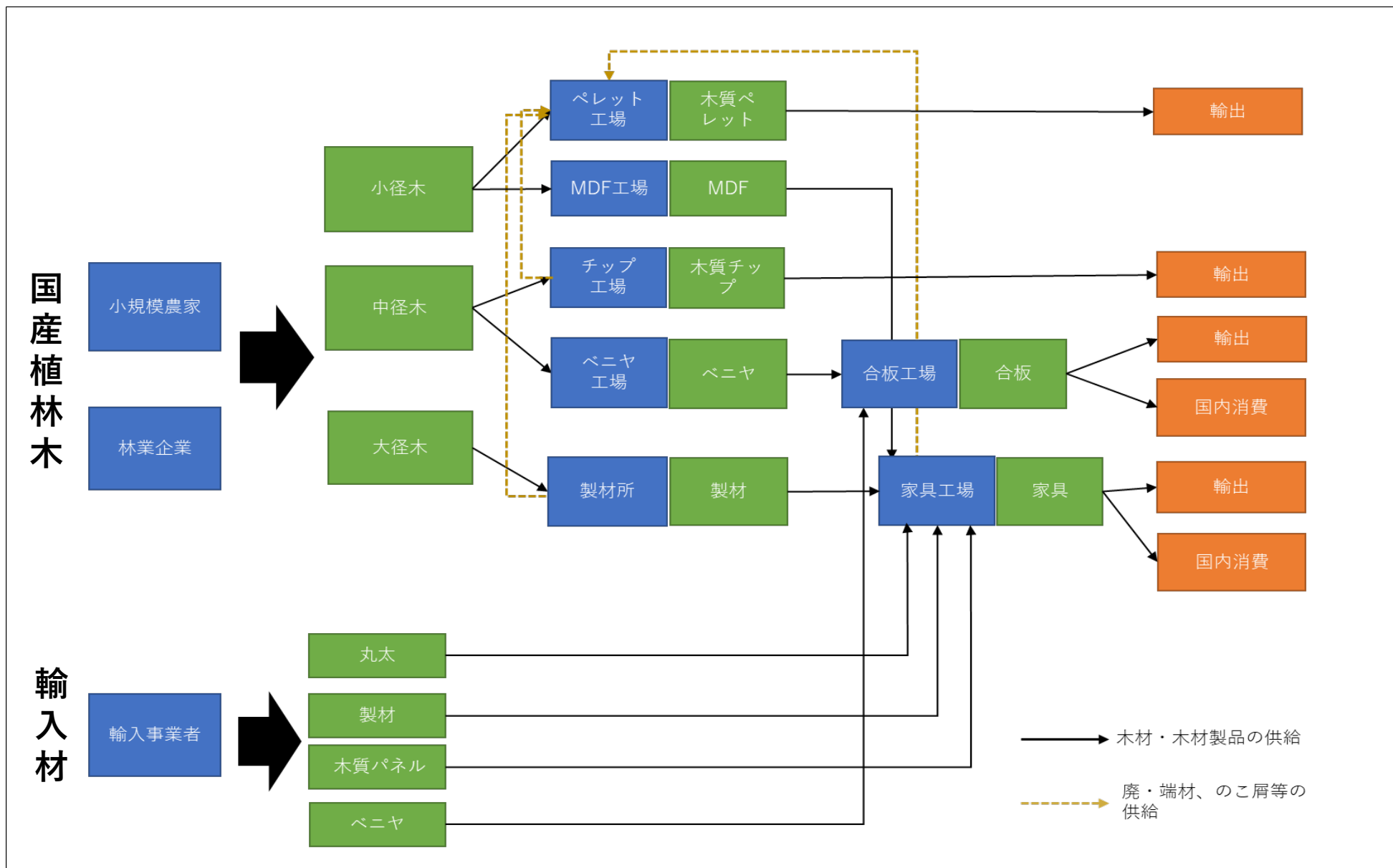
<https://luatvietnam.vn/chinh-sach/quyet-dinh-523-qd-ttg-chien-luoc-phat-trien-lam-nghiep-viet-nam-2021-2030-200559-d1.html>

ベトナムの木材製品の輸出（2018年～2021年）

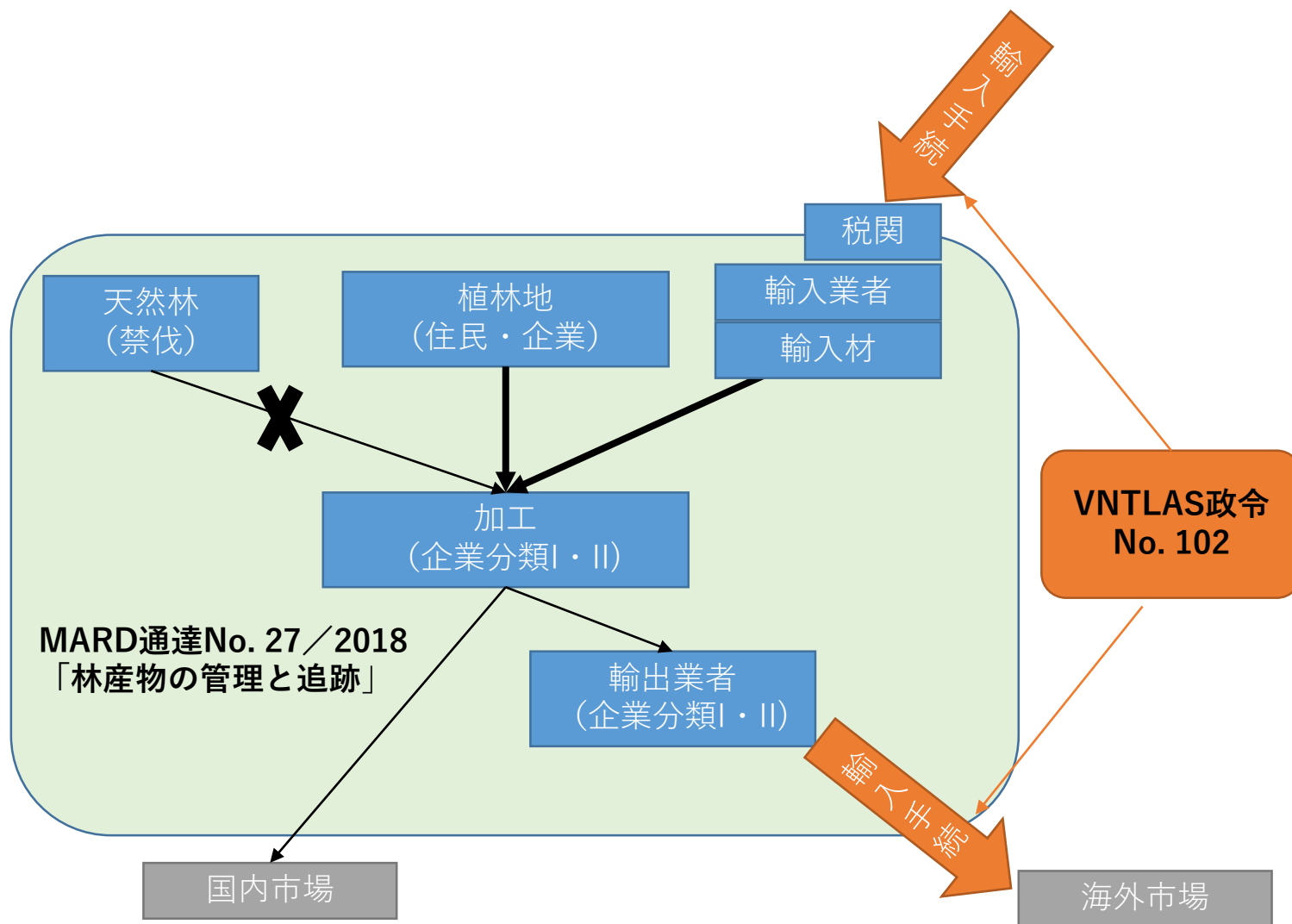


出典：UN Comtrade < <https://comtrade.un.org/data> > のデータを基に作成

ベトナムにおける木材サプライチェーンの概要



ベトナムの法制度概要



- **MARD通達No. 27/2018/TT-BNNPTNT**
「林産物の管理と追跡」 (= 国内の木材生産、流通・加工について規定)
 - 自己申告書類 (伐採後、取引、輸送毎) の作成と受け渡し、入出庫帳の記録と保管等
 - 2023年2月に**MARD通達No.26/2022**に置き換わる

- **政令No. 102/2020/ND-CP 「ベトナム木材合法性保証システム (VNTLAS政令)」** (= 林産物の輸出入について規定)
 - 輸出入の通関手続き
 - 輸入材のデューデリジェンスと様式
 - 高リスク木材の基準
 - 輸入木材種の公式リストと、ベトナムに木材を供給するポジティブ地域 (低リスク国) のリスト
 - 加工・輸出業者分類

ベトナムから輸入する木材・木材製品の合法性確認に関する懸念

輸入木材を使った製品

- 国際的なNGOs（EIAやCED等）は、ベトナムがカンボジアやラオス、最近ではアフリカから国内・輸出用に違法木材を輸入しているとして懸念を表明した。
- 輸入材が何に使われ、どこで消費されているのかわからない（聞き取り調査：日本輸入事業者）
- 南洋材を使った製品の合法性確認をどうすればよいのかわからない（聞き取り調査：日本輸入事業者）

国産植林木を使った製品

- 米国の通商代表部（USTR）は2020年10月から翌年にかけてベトナムの木材セクターの調査を開始し、ベトナム政府に対し、国内および輸出向けサプライチェーンの木材合法性を管理するメカニズムを強化するよう要請した
- トレースが出来ないため、合法性の確認ができない（聞き取り調査：日本輸入事業者）
- 国産植林木の合法性は安全だと考えているが、証明ができないためCW法上、未確認材として取り扱っている（聞き取り調査：日本輸入事業者）

2. 本調査の目的と問い

木材輸入業者がベトナムから調達した木材・木材製品の合法性と持続可能性を確保するための課題解決に寄与する

高リスク輸入木材を使った木材製品

- どの製品にどれくらいの高リスク輸入木材が含まれているのか？
- 高リスク輸入木材が使われた木材製品の合法性をどのように評価できるのか？

国産植林木を使った木材製品

- 国産植林木を使った木材製品の合法性、また持続的森林管理に関する課題は何か？
- ベトナムのステークホルダーはどのような対策を取っており、ベトナムから木材を輸入する際のデューデリジェンスにどう役立つか？

3. 高リスク輸入木材を使った木材製品

- 3.1 ベトナムの高リスク木材の定義
- 3.2 高リスク木材輸入に課せられた
デュー・デリジェンス
- 3.3 調査方法
- 3.4 調査結果：ベトナムから日本への輸
出木材に含まれる高リスク木材の
傾向



3.1 高リスク輸入木材の定義（VNTLAS政令）

- **地域（原産国）と樹種**に焦点を当て、輸入木材の合法性リスクが高いか低いかを評価する基準を設けた
- **地理的リスクが低い国（ポジティブ地域）** リストを発表。リストに含まれない国からの輸入は高リスク：
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Xuat-nhap-khau/Quyiet-dinh-4832-QD-BNN-TCLN-2020-cong-bo-Danh-muc-cac-loai-go-da-nhap-khau-vao-Viet-Nam-458434.aspx>
- **輸入樹種リストを更新・発表**。リストに含まれない樹種は高リスク：
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Xuat-nhap-khau/Quyiet-dinh-2905-QD-BNN-TCLN-2021-cong-bo-Danh-muc-cac-loai-go-da-nhap-khau-vao-Viet-Nam-480967.aspx>

※リストは毎年6月30日と12月31日に更新される

- 輸入熱帯木材のほぼ全てがリスク木材に区分される。
- 原産国は、輸入国であり、伐採国ではない場合もある。

地理的リスクが低い国（ポジティブ地域）

- 木材合法性保証システムおよびFLEGTライセンス制度が整備されている。
- ベトナムがVNTLAS基準を満たしていると認めるサプライチェーン全体を対象としたデュー・デリジェンスに関する国の規制枠組みを持っていること。
- 世界銀行のWorldwide Governance Indicators (WGI) が0以上であり、CITES規制システムでIレベルにランク付けされ、さらに次の2つのうち1つの基準を満たしていること：ベトナムと木材に関する二国間協定を結んでいる国、またはベトナムに認められた国家木材認証制度を持つ国であること。

高リスク樹種

- ワシントン条約付属書に記載されている樹種
- ベトナムの制度によってカテゴリーIAおよびカテゴリーIIA に属するとされる、絶滅の危機に瀕した貴重種および希少種
- ベトナムに初めて輸入される樹種
- ベトナム当局が収穫国で絶滅が危惧される、または違法取引されていると特定した樹種

3.2. 高リスク木材の輸入に課せられた デューデリジェンス（VNTLAS政令）

- **輸入材が高リスクに該当する場合、輸入事業者はフォームNo.03を記入して提出する必要がある。フォームNo.03は、4つの主要部分で構成され、輸入木材のデュー・デリジェンス要件が示されている**
- **ベトナム輸入時にデュー・デリジェンスを実施したことの証拠となる文書**
- **フォームNo.3のコピーを入手するにはサプライヤーの理解と協力が不可欠**
- **ベトナムではデュー・デリジェンスの実施はまだ初期段階**

輸入木材の原産国申告書（VNTLAS政令の付属書IフォームNo.3）

構成	概要
A	輸入木材のパッキングリスト情報（伐採国、樹種名、商業名、サプライヤー情報等）
B	VNTLAS政令の基準を用いて、輸入木材が低リスクか高リスクかを判別する。その結果、輸入木材が低リスクであれば、輸入者はさらなる追加情報を提供する必要はないが、高リスク（地理的リスクもしくは樹種リスクにおいて）と判断された場合には、追加書類の提出が求められる。
C	高リスクとみなされた場合に提出す追加書類について説明している。高リスクとみなされた原料となる木材（例：HS 4403、4406、4407）の場合： <ul style="list-style-type: none"> (a) VNTLASのすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書 (b) 伐採許可証 (c) 伐採の合法性を証明する代替文書。代替文書の内容と発行機関情報、サプライヤー情報及び伐採許可証が入手できない理由。 高リスクとみなされた木材製品（例：HS 4403、4407を除くHS 44、94の製品）の場合： <ul style="list-style-type: none"> (a) VNTLASのすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書 (b) 輸入者が伐採許可証又は伐採の合法性を証明するその他の書類を持っていない場合は、木材の合法性を示す代替書類と伐採国、サプライヤーの情報
D	合法性リスクを特定し、リスクを軽減するための追加的措置（デューデリジェンス）が求められている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 該当する木材製品や樹種に適用される伐採国の合法性要件を特定する。 2. 輸入する委託品に関連する伐採と取引に関わる全てのリスクの特定と、そのリスクを低減する方法を記載する。

3.3 調査方法

- データ：ベトナム税関貿易データ
- 調査対象とした期間：2018年から2021年（1月～6月）
- 対象木材製品：HS44類及びHS94類
- 高リスク基準：VNTLAS政令で定義された高リスク木材の基準
- 聞き取り調査を行い詳細を把握

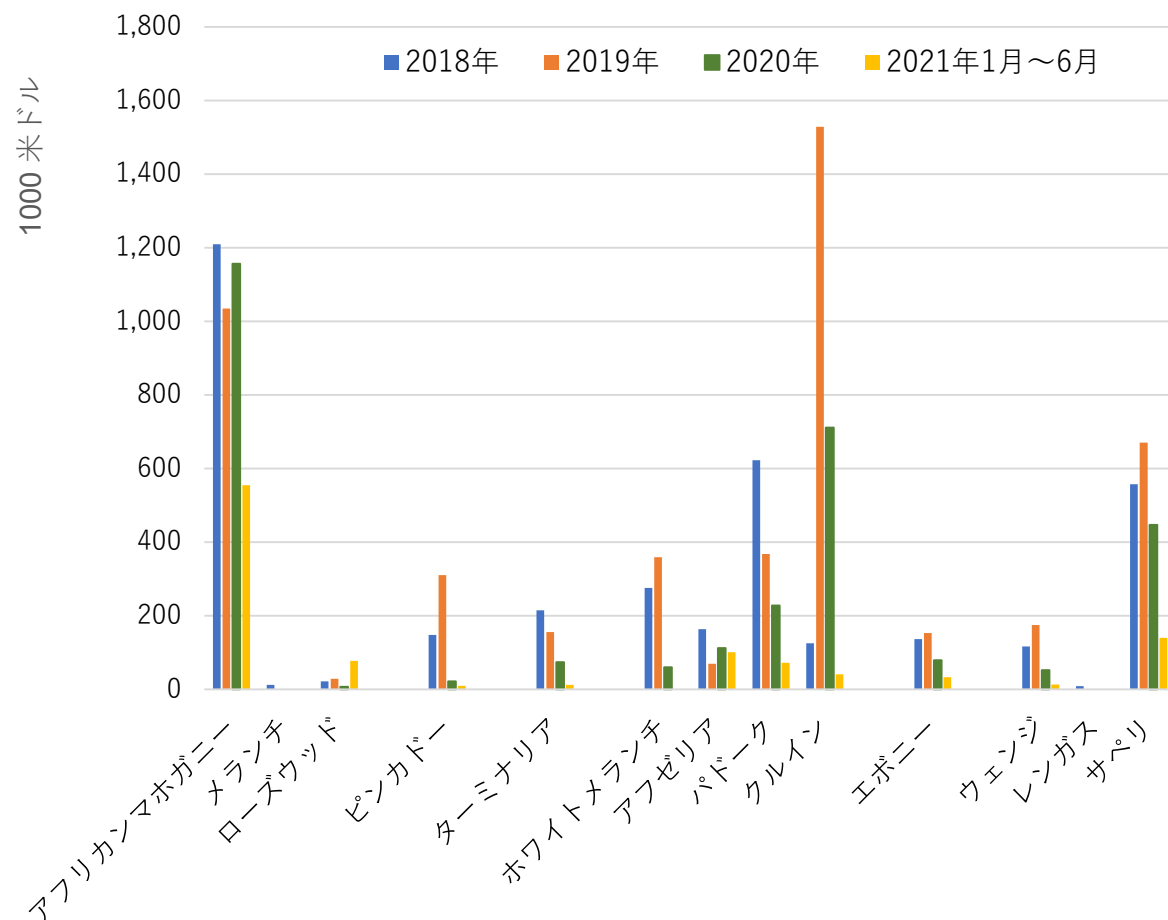
3.4. 調査結果：高リスク輸入木材を使った日本へ輸出された木材製品

2018年から2021年（1月～6月）に日本に輸出された製品に使用された高リスク樹種と輸出額（米ドル）

学名	商業名 (Trade name)	樹種の出産地	2018年	2019年	2020年	2021年1月～6月
<i>Khaya senegalensis</i>	アフリカンマホガニー(Faux acajen)	アフリカ	1,209,007	1,034,836	1,155,796	554,444
<i>Shorea obtuse</i>	メランチ (Meranti)	カンボジア、ラオス	11,903	0	0	0
<i>Delbergia spp.</i>	ローズウッド (Rosewood)	カンボジア、 ラオス、アフリカ	21,510	28,250	6,149	76,920
<i>Xylia xylocarpa</i>	ピンカドー (Pyinkado)	カンボジア、 ラオス	147,034	309,971	21,745	8,845
<i>Terminalia alata</i>	ターミナリア (Terminalia)	カンボジア、 ラオス	214,798	154,993	73,704	11,812
<i>Dipterocarpus spp.</i>	ホワイトメランチ(White meranti)	アフリカ	275,570	359,100	59,540	0
<i>Azalia spp.</i>	アフゼリア (Pachyloba)	アフリカ	163,448	68,855	112,220	100,860
<i>Pterocarpus spp.</i>	パドーク (Padauk)	アフリカ	622,554	367,255	227,880	71,704
<i>Dipterocarpus spp.</i>	クルイン (Keruing)	アフリカ、 カンボジア、ラオス	124,574	1,528,037	710,735	40,367
<i>Diospyros spp.</i>	エボニー (Ebony)	アフリカ、 カンボジア、ラオス	136,118	153,027	78,618	33,080
<i>Millettia spp.</i>	ウェンジ (Wenge)	アフリカ	116,400	174,282	51,670	12,863
<i>Melanorrhoea laccifera</i>	レンガス (Melanorrhoea)	アフリカ	8,145	0	0	0
<i>Entandrophrag spp.</i>	サペリ (Sapelli)	アフリカ	556,846	670,040	446,277	139,775

商業名は木材表示推進協議会「木材に表示する樹種名<<https://fipcl.jp/jusyumei.html>>」を参照にした。英語名はベトナム業者が一般的に使っている英語名称である。

ベトナムから日本に輸出された高リスク輸入樹種を使った製品の輸出額（米ドル）



- 金額ベースで、日本に輸出された木材製品において高リスク木材樹種を使った製品が占める割合は低く、**0.3%（2018年）**、**0.4%（2019年）**、**0.2%（2020年）**、**0.2%（2021年1月～6月）**であった。
- 製品に使用される高リスク樹種の数が増加しており、**2018年の13種から、2019年と2020年に11種、2021年前半には10種**であった。
- 製品に使用された高リスク樹種の中で、クルイン (*Dipterocarpus spp.*)、アフリカンマホガニー (*Khaya senegalensis*)、パドーク (*Pterocarpus spp.*)、サペリ (*Entandrophrag spp.*) およびホワイトメランチ (*Dipterocarpus spp.*) が最もよく使用された。これらの樹種は、カンボジア、ラオスおよびアフリカ諸国からベトナムに輸入されている

2018年から2021年6月にベトナムが日本に輸出した木材製品およびその樹種リスクレベル

製品	概要	高リスク樹種とリスクレベル傾向
木質チップ (HS 440122)	主要な対日輸出品の1つ。年間輸出量は300万トン以上で、輸出額は約4億～5億米ドルであった。国産植林木が原料で、最もよく使用されたのがアカシアで、ユーカリ及びマツも使用されていた。	高リスク樹種は確認されなかった。
木質ペレット (HS 440131)	主要な対日輸出品の1つ。輸出は増加傾向を示し、2020年の年間輸出量は120万トン、輸出額は約1.6億米ドルであった。原料には、直径が約2 cm以下の小径の国産植林木や枝などが利用される。アカシアが最もよく使用されるが、ゴムノキ、ユーカリ及びマツも使われる。	高リスク樹種は確認されなかった。ただし、一部の木質ペレット工場は加工・家具工場からの残材を使用しているため、ペレット製品に高リスク樹種の端材が含まれる可能性がある。
合板 (HS 4412)	主要な対日輸出品の1つ。年間輸出額は約4,000万～5,000万米ドル。国産植林木が使われ、特にアカシアが一般的であるが、ユーカリとスタイラックスも使用されていた。	高リスク樹種は確認されなかった。ただし、合板のフェイス・バックに輸入した熱帯樹種の単板を使っているが、輸出の際には芯材に使用した国産植林木樹種しか申告していない可能性がある。オクメヤピンタンゴール、MLHなど熱帯広葉樹の単板が中国経由で輸入され使われている。フェイス・バックに最も多く使用されている樹種はバーチで、主に中国からの輸入であるがロシアで伐採され、中国で加工されたものもある。
木製建具 (HS 4418)	主要な対日輸出品の1つで、年間輸出額は約5,000万米ドル。40種類の樹種が使われるが、国産植林木のゴムノキと輸入材のオーク、アッシュおよびマツが多く使用された。	高リスク5樹種が使われた。その割合は、2019年が最も多く、2.3%（個数ベース）及び3.6%（金額ベース）であったが、2021年前半にかけて減少傾向を示した。クルインとパドークが多く見られた。
木製食卓用品 (HS 4419)	年間輸出額は約2,000万米ドルで、国産植林木であるスタイラックスとマグノリアが多く使用された。	高リスク樹種は2樹種だが、サペリが確認されたのは2018年だけで、ほとんどアフリカンマホガニーであった。その割合は2021年前半の輸出が最も多く、個数ベースで0.1%、金額ベースで1.9%であった。
その他の木製品 (HS 4421)	年間輸出額は4,000万米ドル以上。約20種類の樹種が製品に使用され、国産植林木のゴムノキとスタイラックスが多く使用された。	高リスク3樹種が確認され、サペリが特に多かった。金額ベースで、その割合は、2019年が1.3%で最も高く、以降減少傾向を示した。
腰掛け (HS 9401)	主要な輸出製品の1つ。年間輸出額は約1.2億米ドルで、輸出は拡大している。国産植林木のゴムノキ、アカシア、ユーカリ、輸入材のオークが多く使用された。	高リスク5樹種が確認され、アフリカンマホガニーが最も多かった。金額ベースで、高リスク樹種の割合は、0.9%（2018年）から0.4%（2021年1月～6月）に減少した。
オフィス家具 (HS 94033)	主要な対日輸出製品の1つ。年間輸出額は約8,000万米ドルで、国産植林木のゴムノキ、輸入材のオーク、アッシュ及びマツが多く使用された。	高リスク3樹種が使われたが、その割合は、金額ベースで0.002%～0.050%と非常に低かった。
台所用木製家具 (HS 94034)	主要な輸出製品の1つ。年間輸出額は6,000万米ドルで、国産植林木のゴムノキとアカシア、輸入材のマツが多く使用された。	高リスク樹種の使用はほとんど見られなかった。使われた高リスク樹種は1種のみで、2019年以降は、使われなかった。
寝室用家具 (HS 94035)	主要な輸出製品の1つ。年間輸出額は1.1億米ドルで、ゴムノキ、MDF、マツが最もよく使用された。	高リスク樹種の使用はほとんど見られず、2018年のローズウッドを使った製品（540米ドル）のみ。2019年以降は、高リスク樹種が確認されなかった。
その他の木製家具 (HS 94036)	主要な輸出製品の1つ。年間輸出額は1.1億米ドルで、国産植林木のゴムノキ、アカシア、輸入材のマツ、ウォルナットオークが多く使用された。	高リスク5樹種が使われた。金額ベースで、その割合は、0.26%から0.35%であった。

ベトナムから日本に輸出された高リスク輸入木材を使った製品のレベル

2018年から2021年（1月～6月）における高リスク樹種の割合（金額ベース）	製品グループ
0%	木質チップ（HS 440122）、木質ペレット（HS 440131）、合板（HS 4412）
0%より大きく、0.1%未満	オフィス家具（HS 94033）、台所用木製家具（HS 94034）、寝室用家具（HS 94035）
0.1%以上、1%未満	腰掛け（HS 9401）、その他の木製家具（HS 94036）
1%以上、5%未満	床材（HS4409）、木製ケース（HS 4415）、木製建具（HS 4418）、木製食卓用品（HS 4419）、寄木細工（HS 4420）、その他の木製品（HS4421）
5%以上、10%未満	—
10%以上	製材（HS 4407）

- 高リスク輸入樹種が使われる割合（金額ベース）は、製品によって大きく異なる。
- 製材は、リスク樹種が使われた割合が11.9%と最も高かった（量ベースだと2.6%）。ただし、日本への輸出量自体非常に低い。2020年以降リスク樹種は輸出されていない）
- 次いで、床材、木製ケース、木製建具、木製食卓用品、寄木細工、その他木製品で高リスク樹種の使用割合が高かった（1%以上、5%未満）。
- 主要な輸出品である家具類は、木質パネルを主な材料に使用しており、高リスク輸入樹種が使用された割合0.1%未満と非常に低かった。
- 木質チップ、木質ペレット、合板には、高リスク樹種は使われていなかった。
 - 合板の中には、フェイス・バックに熱帯樹種が使用される製品があるが、税関で樹種が申告されていない可能性がある。
 - 木質ペレットには、高リスク輸入木材の端材が使われる場合がある

4. 国産植林木サプライチェーン管理に関する事業者の取組 (グッドプラクティス)

4.1. 国産植林木の伐採の合法性とサプライチェーンに関する法的枠組み

4.2. 国産植林木の課題

4.3 課題解決に役立つグッドプラクティス

- 森林組合の取組：小規模農家（原木生産者）の共同組合
- 加工企業のサプライチェーン管理



4.1. 国産植林木の伐採の合法性とサプライチェーンに関する法的枠組み

土地利用権が合法的伐採のベース

- 伐採許可は必要ない
- 土地利用権を示す様々な文書

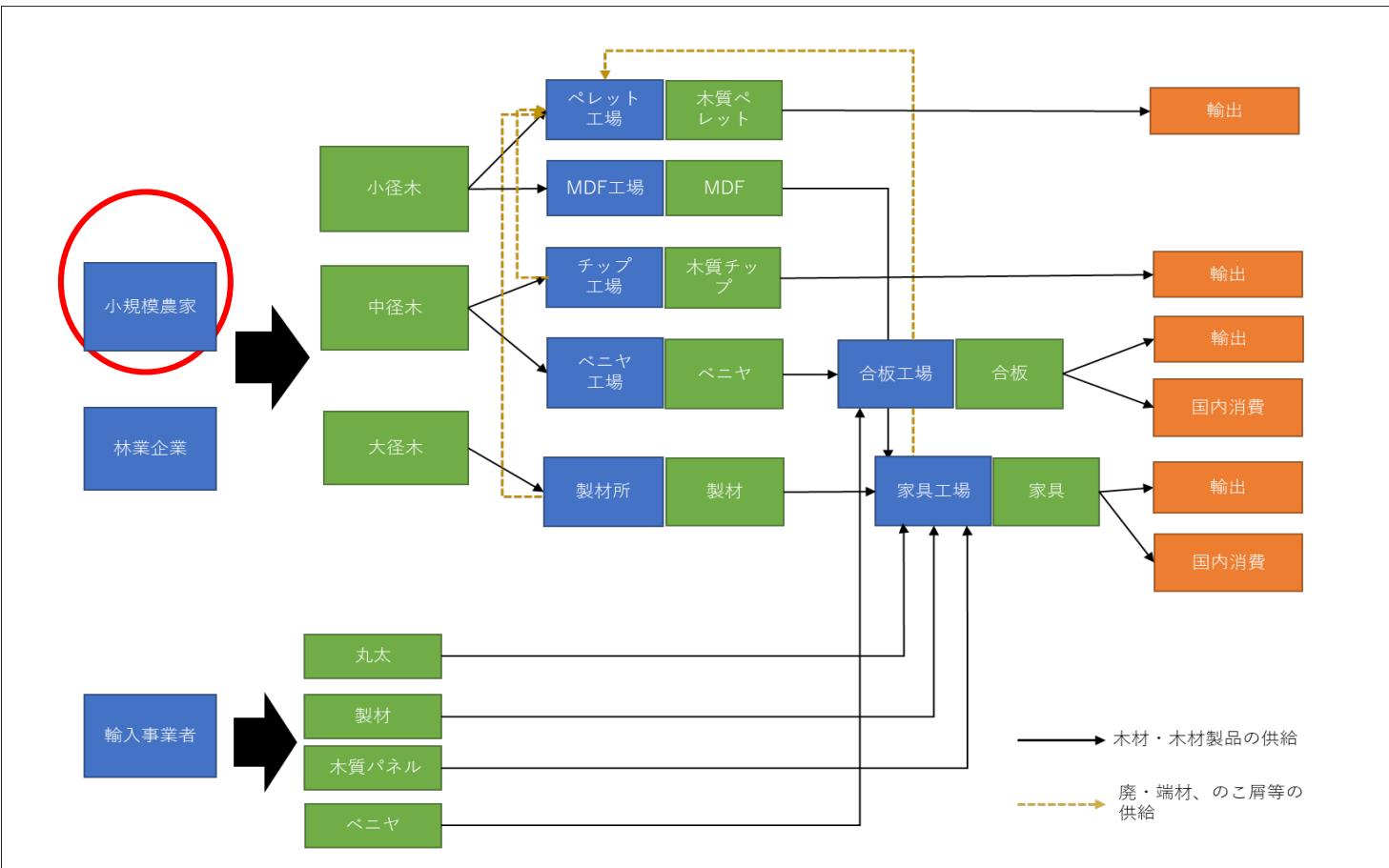
「土地割り当ての決定 (Decision on land allocation)」「土地割り当て、森林割り当ての決定 (Decision on land allocation, forest allocation)」、「**土地使用権証明書 (Land use right certificate)**」、「土地リースに関する決定 (Decision on land leasing)」、「土地割り当て、土地リースとともに森林割り当てに関する決定 (Decision on forest allocation together with land allocation, land leasing)」、「森林割り当てに関する決定 (Decision on forest allocation)」、「林業本 (Forestry book)」、「2013年土地法100条に規定する土地使用権に関する書類の1種類 (One of the types of papers on land use rights as stipulated in Article 100 Land Law 2013)」、「**2013年土地法101条に規定するケースに基づき土地が現在使用されていて争いがないことを確認するコミューン人民委員会による確認書 (Confirmation of the Commune People's Committee that land is currently used and free to dispute subject to the cases regulated in Article 101 Land Law 2013)**」、「**他の保有者との森林保護契約 (Forest protection contracts with other holders)**」。

パッキングリストの作成と受け渡し (自己申告的アプローチ)

- 木材・木材製品の輸送許可は必要ない
- パッキングリストに含まれる情報
 - 木材所有者の名称と連絡先
 - 事業登録証明書／企業ID番号 (林産物所有者が企業の場合)
 - 木材の原産地 (人工林、天然林、輸入木材など)
 - 輸送時期
 - インボイス番号 (ある場合)
 - 車両 (ナンバープレート／車両番号)
 - 出発地と目的地
 - 木材の詳細 (製品名、樹種、量、単位)

2023年2月に施行された通達No. 26/2022によって、パッキングリストの様式が更新された。また、森林所有者または森林所有者が許可した取引業者に対し、伐採した木材に関する情報 (森林所有者の情報、伐採地、面積と時期、樹種、量など) を地元のPDFに報告することを義務付けている。

4.2.国産植林木の課題（聞き取り調査結果）



伐採の合法性

- 違法伐採のリスクは低い。ただし、正式書類のない非公式な木材が存在するおそれがある
- 自己申告アプローチは、検証という観点では合法性を保証することにはならない

合法的な取引とサプライチェーンの管理

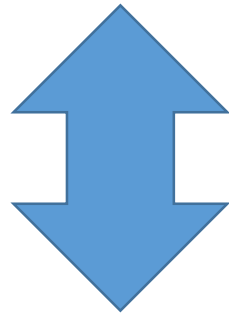
- インフォーマルな取引
- 生産者が多く取引が多層的でありサプライチェーンの追跡が出来ない。

持続可能な森林管理

- 森林管理施行の課題（伐採後の火入れ、植林地の栽植密度の上昇、伐採サイクルの短さ）
- 認証：小規模農家が多く、認証取得が困難（投資が限定的で、認証取得のコストが高い）
- 小規模農家と加工企業の信頼関係（供給と需要）

4.3. 課題解決に役立つグッドプラクティスの収集

国産植林木のサプライチェーンの透明性、製品のトレーサビリティを強化し、法的主張の検証可能な根拠をサポートすることで、合法的で持続可能な木材取引を支援する取組



ベトナムの動向

- 加工会社と上流の原木生産者との連携モデル
- 小規模農家のグループ化（協同組合）
 - ✓ 小規模農家の市場アクセスの強化
 - ✓ 森林管理グループ認証。



森林組合の取組事例：原木生産者（地域の農家）の森林管理と木材生産を行う協同組合

ゲアン省（Nghe An Province）及びトゥアティエンフエ省（Thua Thien Hue Province）の森林組合聞き取り調査結果

伐採の合法性

- 組合員の**土地利用権を確認**
- モニタリング機能

合法的な取引とサプライチェーンの管理

- インフォーマルな取引を排除と**書類（パッキングリスト）の管理**
- **サプライチェーンの集団化**、トレーサビリティの強化

持続可能な森林管理

- **グループ森林認証の受け皿**
- **組合員に対する技術支援**／伐採サービス／苗木の販売等
- 外部者（バイヤー、援助機関）等の技術・資金支援／**投資の機会**をもたらす

森林組合モデルを進める上での課題

- 外部者・要因に大きく依存しやすい（市場機会、投資機会）
- リーダーシップと組織運営能力、法律の知識が必要
- 森林組合に関する包括的な情報やウェブサイトの欠如



加工企業によるサプライチェーン管理：聞き取り調査結果

ビンディン省（Binh Dinh Province）、ゲアン省（Nghe An Province）、トゥアティエンフエ省（Thua Thien Hue Province）及びイエンバイ省（Yen Bai Province）の輸出用の製品を生産する5企業を対象に半構造化聞き取りを実施

企業	木材製品	認証の活用	国内の木材供給源	供給源との連携	他のサプライチェーン関係者との連携	合法性を確認する文書	森林管理への投資
A社	家具	FSC-CoC	国営林業会社	契約関係	製材所との契約関係	- パッキングリスト	連携なし
			小規模所有者	連携なし			
B社	木質ペレット	FSC-CoC FSC-FM グループ認証	小規模所有者	契約関係とメンバーシップ関係	地元取引業者との契約関係	- レッドブックのコピー／地元当局からの確認書 - 小規模事業者が作成したパッキングリスト	技術・資金投資の提供 モニタリング
C社	木質ペレット	FSC-CoC FSC-FM グループ認証 原料の第三者認証	小規模所有者	契約関係とメンバーシップ関係	地元取引業者との契約関係	- レッドブックのコピー／地元当局からの確認書 - 小規模事業者が作成したパッキングリスト - 小規模事業者と地元取引業者のID情報	技術・資金投資の提供 モニタリング
D社	MDF	FSC-CoC FSC-FM	子会社の人工林	所有者	-	- レッドブックのコピー／地元当局からの確認書 - 小規模事業者が作成したパッキングリスト	投資（子会社の人工林）
			小規模所有者	直接購入または地元取引業者を介した購入	地元取引業者との販売関係		
E社	製材	FSC-CoC FSC-FM グループ認証	小規模所有者／協同組合	契約関係とメンバーシップ関係	製材所との投資・契約関係	- パッキングリスト	技術・資金投資の提供 モニタリング

5. ベトナムからの木材輸入に関するデュー・デリジェンスに有用だと思われる点

- 木材の供給源（国内植林木なのか輸入木材）に分けて検討する。
- サプライヤーが企業分類制度でカテゴリーIまたはII企業に分類されているかどうかを確認する
http://www.kiemlam.org.vn/Desktop.aspx/List/Go_hop_phap/Danh_sach_cac_Doanh_nghiep_che_bien_va_xuat_khau_go_nhom_I/

（輸入木材をつかった製品の輸入）

- 樹種と原産国を把握し、VNTLA政令のリスク基準とリストを参照し、製品に高リスク樹種が使われているか確認する。
 - リストは更新されるので、定期的にベトナム政府のウェブサイトを確認：<http://www.kiemlam.org.vn/>
- 高リスク輸入樹種が使われている場合、サプライヤーにVNTLAS政令フォームNo. 3のコピーの入手を依頼し内容を確認する。
- ベトナムサプライヤーの理解と協力が必要不可欠である
- 国によってリスク評価のための基準が異なることを認識する

（国産植林木を使った製品の輸入）

- ベトナムのサプライヤーがどのような木材調達先やサプライチェーンを構築しているかを理解するためには、以下の点を検討することが有効だと考えられる
 - 国産材調達先の種類
 - 原木生産者との関係／連携の有無
 - サプライチェーンアクターとの関係／連携の有無
- ベトナムのサプライヤーと協力し、サプライチェーンの確立、維持、改善を支援できるかを検討することも重要